

令和4年度 京都市立北総合支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第13条、及び「京都市いじめ防止法に関する条例」(平成26年10月施行)、「京都市いじめの防止等取組指針(平成29年9月改定版)」に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの(当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。)をいう。

(4) いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針(平成29年9月改定)

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

「いじめ・不登校対策検討委員会」

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長，教頭，指導担当副教頭，学部長，支援部長，分教室主任，生徒指導主事（中・高）
教育相談主任，スクールカウンセラー，その他関係職員

ウ 開催時期

定例委員会は、年度当初，年度末に開催し，事案発生時には随時で開催する

（その他，週1回のマネージャー会，月2回の学部の日，緊急時のケースカンファレンス等を実施）

エ 委員会として取り組む内容

- 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- 未然防止対策，早期発見に向けての対策等の検討
- 各学部・学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- 重大事態に対する判断と対応
- 関係機関，専門機関との連携対応

オ 周知の方法

集会，学校だより，学校運営協議会等で周知する機会を設定

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめ防止法に関する条例」「いじめ対策委員会」を踏まえ，全教職員に対し，未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し，校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- 全体研修 … 4月（生徒指導研修会）
- 学部研修 … 学部会，学年会等
 - ・児童生徒の指導及び支援についての方法・内容等の共通理解
 - ・情報交換

※ 内容は，「学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」を，各学部の児童生徒の障害や発達の状態，特性等に応じて実施する。

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 学習環境の整備・授業改善の充実

- 教職員、保護者、学校運営協議会とともに学習環境の改善を図る。
- 「個別の包括支援プラン」に基づき、全ての児童生徒が、一人一人のニーズに応じて、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- 全ての児童生徒に、「個別の包括支援プラン」に基づいた習得すべき基礎的な学力の定着を図る。

イ 道徳教育・人権教育の充実

- 道徳的実践力を育むため、また、人権意識の向上を図るため、教育活動全般を通して道徳教育・人権教育の充実を図る。
- 参観日等で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを指導し、保護者に理解や協力を求める。

ウ 体験活動の充実

- 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- 学校行事（あおぞらスポーツフェスタ、あきぞらフェスタ等）を通して人間関係づくりを行う。
- 高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童生徒が主体的に行う活動

- 児童生徒会活動や学部・学年・学級活動の活性化を図り、子どもが望ましい人間関係を築き、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- 12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。
- 異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童生徒への働きかけ

- 図書館に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- 非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。

カ 保護者の啓発

- 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や京都市立北総合支援学校「いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- PTAと協力し、人権教育を推進する。

キ 教職員の資質能力向上の取組

- 「いじめ・不登校対策検討委員会」（定例委員会）で共有された情報を、学年主任等を通して全教職員で共有し、いじめ事案対処に関する学部研修を行う。

ク その他

- 年2回実施する学校評価アンケートにおいて、いじめ防止に関する指標や目標を設け、結果を分析し、成果と課題を周知する。その際、PDCAサイクルでの見直しを行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- 生徒指導主事は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ・不登校対策検討委員会」で情報を共有する。
- 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

①アンケートの実施

- いじめ記名式アンケートを6月・10月に実施する。
- 学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

②教育相談の実施

- 7月と12月に「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について、児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を自主通学生中心に他学年の児童生徒にも周知する。
- インターネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

4 いじめが起こった時の措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ・不登校対策検討委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。

その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童生徒の支援や加害児童生徒への指導、周りの児童生徒の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚した時の対応

- いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ・不登校対策検討委員会」で情報を共有する。
- 「いじめ・不登校対策検討委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 周りの児童生徒への関わりを把握する。
- 被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導体制をとる。
- 被害及び加害児童生徒の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- 被害児童生徒及び保護者への支援を行う。
- 加害児童生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた児童生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- 事案によっては、警察にも連絡を入れ、連携を図る。

5 重大事態への対応

（１）基本的な考え方

重大事態への対処については、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

（２）重大事態が発覚した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態として取り扱う案件は、①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

○京都市立北総合支援学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「京都市立北総合支援学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級等での研修会を設定する。

○いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童生徒・被害児童生徒の精神的ケアを図る。

○日頃からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう措置を踏まえて一部の予定を変更することもある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4		新入生を迎える会 (各学部) 「いじめ対策委員の紹介」 学級目標決め		教育課程説明会 学年懇談会 家庭訪問
5	いじめ・不登校対策委員会	あおぞらスポーツフェスタ 学部研修(未然防止) 高等部3年修学旅行		
6	職員会議 「学校いじめの防止等 基本方針の共有」		第1回いじめに関する アンケートの実施	
7		児童生徒集会 学部研修(早期発見)		個別懇談会
8		児童生徒集会	夏季休業明けの児童生徒の様子を学年で共有，組織的対応の検討	
9		小学部修学旅行 中学部修学旅行	第1回いじめに関するアンケート 開示(職員会議) 第1回学校評価アンケート	ケース会議
10	学校評価の結果について PDCA サイクルの確認	高等部2年修学旅行	第2回いじめに関する アンケートの実施	
11		あきぞらフェスタ		
12		児童生徒集会 学部研修(保護者発信)		個別懇談会
1		児童生徒集会	第2回学校評価アンケート	
2	学校評価の結果について PDCA サイクルの確認		第2回いじめに関するアンケート 開示(職員会議)	学年末ケース会議 新1年半日入学 保護者説明会
3	いじめ・不登校対策委員会 (学校いじめ防止プログラムの見直し)	卒業生を送る会 学部研修(年間反省)		

※その他、小5年、中2年、高1は、宿泊学習を6月～12月に実施する

※無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。

※いじめ事案の発覚時は、「いじめ・不登校対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例会で、随時行い情報等を共有する。

いじめ事案への対応フローチャート

